

船舶事故等調査報告書

平成23年10月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2010仙第115号	
事故等種類	乗揚	
発生日時	平成22年12月11日 14時30分ごろ	
発生場所	宮城県気仙沼市気仙沼湾東湾大明神埼南東沖 気仙沼唐島灯台から真方位028° 1,425m付近 (概位 北緯38° 52.4′ 東経141° 38.9′)	
事故等調査の経過	平成22年12月13日、本事故の調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 漁船 第一幸坂丸、0.63トン</p> <p>船舶番号、船舶所有者等 MG3-29785（漁船登録番号）、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	船長、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定	
死傷者等	なし	
損傷	船底及び外板破損	
事故等の経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、友人1人を乗せ、釣り場を変えるため、大明神埼南東沖の岩礁（以下「本件岩礁」という。）近くで船首を北東方向に向け、機関を中立にして釣りができるポイントかどうかを確認していたところ、南東方向からの1つの波を受けて圧流され、平成22年12月11日14時30分ごろ、本件岩礁に乗り揚げた。</p> <p>本船は、続けて波を受けて転覆した。</p> <p>船長と友人は、発生場所付近の岩場にはい上がり、船長が携帯電話で知人に連絡して救助された。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風向 南～南西、風速 0.3～1.2m/s</p> <p>海象：潮汐 上げ潮の中央期</p>	
その他の事項	<p>船長及び友人は、救命胴衣を着用していた。</p> <p>船長は、発生場所付近海域に南東方向からときどき高い波が来ていることは知っていた。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>あり</p> <p>本船は、大明神埼南東沖の本件岩礁に接近して機関を中立にし、釣りのポイントを確認していた際、波に圧流されて本件岩礁に乗り揚げたものと考えられる。</p> <p>本船は、船長が、南東方向からときどき高い波が来ていることを認識していたものの、機関を中立にして横波を受ける状態としていたことから、横波となる南東方向からの波を受けて圧流されたものと考えられる。</p>
原因	本事故は、本船が、大明神埼南東沖において、船長が、釣りのポイントを確認していた際、機関を中立にして横波を受ける状態としていたため、	

	横波を受けて圧流され、本件岩礁に乗り揚げたことにより発生したものと 考えられる。
--	---